

# 1. 本手引きの目的と使い方

1 章では、厳しい財政状況や多様化する市民ニーズへの対応といった、本手引きを作成するに至った地方公共団体が置かれている状況を整理し、本手引きの目的を明記しています。さらに、手引きの構成を解説し、利用主体・利用場面について例示することで、本手引きの使い方を具体的に示しています。

## 1.1. 地理空間情報の活用が求められる背景

これまで、地方公共団体における地理空間情報の活用を促進するために、地理情報システム（GIS）の普及促進、効率的整備という観点からのシステム統合化といった多様な取組が展開されてきました。その結果、地方公共団体の業務において、地理空間情報の活用が進み、日常的な業務において精度の高い地図を便利に使える環境の構築は、その有用性が高く評価されてきています。

しかしながら、昨今の社会経済情勢に鑑みれば、財政的にも厳しい地方公共団体が増加する状況の中で、初期投資や維持管理に比較的大規模な費用が発生しがちな GIS の導入は、今後はますます厳しくなってくると考えられます。また、一部の地方公共団体では活用が進んできているとはいえ、一般的に GIS は、それを使いこなすためのハードルが高く、一般的なアプリケーションに比べて特殊なシステムゆえに、GIS が地方公共団体の日常業務において身近なツールになっているとは言えません。

一方で、今後、地方公共団体は、さらに多様化する市民ニーズにも対応していく責務があります。多くの団体において事業予算や定員の合理化が求められている社会的情勢を踏まえれば、GIS や地理空間情報の活用による業務の効率化や高度化は、多くの地方公共団体の課題解決の一助になるものでもあります（図 1.1-1 参照）。

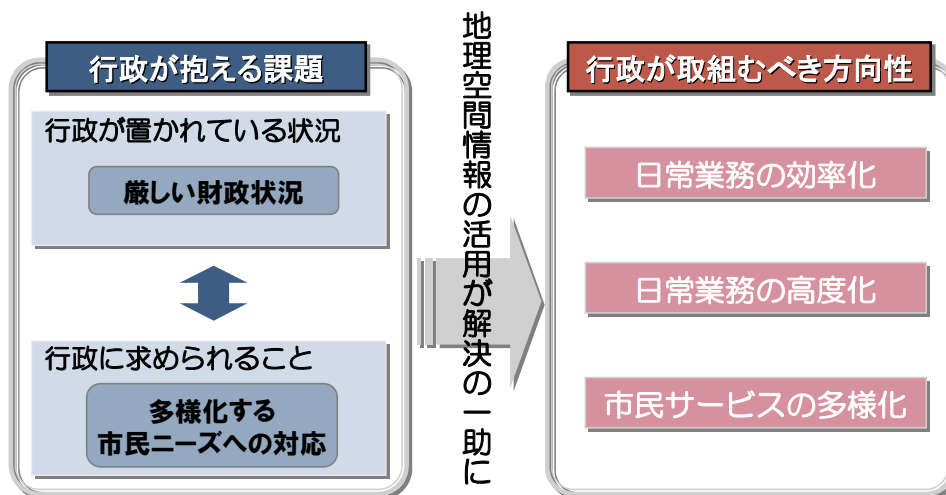


図 1.1-1 GIS や地理空間情報の活用が求められる背景

## 1.1.地理空間情報の活用が求められる背景

近年施行された法律や策定された計画においても、各主体が連携した情報活用の推進が求められています。平成 19 年 8 月に施行された地理空間情報推進活用基本法においては、「地理空間情報が国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を図るための不可欠な基盤である」と明記され、地理空間情報の整備・提供、GIS の利用推進などに関する国と地方公共団体の責務が定められています。

また、平成 20 年 4 月に閣議決定された地理空間情報活用推進基本計画では、「地理空間情報の整備・提供・流通に関する指針を概成し、地理空間情報の提供・流通を促進する」ことが重点の一つとして示され、国と地方公共団体が連携して地理空間情報の活用推進に取り組むことが求められています。つまり、地理空間情報活用推進基本計画で目指すべき社会として掲げられている「地理空間情報高度活用社会」の実現に向けては、地方公共団体が重要な担い手として位置づけられています。

なお、一般的に、地図データと画像情報といった図面となっているものだけでなく、文字や数字で構成される台帳情報及び統計情報等であっても、特定の場所に係る位置を示す情報を含むものは、地理空間情報に該当することとなります。

本書において、「地理空間情報」と示している時は、地図データ、画像情報、台帳情報及び統計情報等の全てを指しています。また、市町村の日常業務において主に整備・利用されている地理空間情報については、巻末の資料 1 にてリストを作成していますので、参照してください。



### ここがポイント

- 地方公共団体の課題解決の一助として、地理空間情報や GIS の活用はとて有効です。
- 「地理空間情報高度活用社会」に向けては、法律や計画で、地方公共団体も重要な担い手として位置づけられています。

---

---

## 1.2. 本手引きの目的

---

---

本手引きは、各地方公共団体にて既に整備している、あるいはこれから整備する地理空間情報を複数の主体で共用することが、業務の効率化や市民サービスの向上といった地方公共団体が抱える課題を解決するために有益な手段のひとつであることに着目し、作成したものです。

取りまとめにあたっては、実際に地理空間情報の共用に取り組んできた地方公共団体の事例をもとに汎用的に整理しましたが、共用の手順は地域事情により異なることが推測されます。そのため、本手引きは、各地方公共団体が共用に取り組むにあたっての第一歩を踏み出すための材料として活用していただき、個別の地域事情が発生した場合には、本手引きをヒントに、各地域の関係主体同士が具体的な対応策を検討していくことを期待しています。



### ここがポイント

- 業務の効率化や市民サービスの向上を目指し、地理空間情報を複数の主体により「共用する」ということに重きをおいた手引きです。
- 各地方公共団体の汎用性を考慮して作成していますが、本手引きで掲載しきれていない地域ならではの課題については、関連主体にて知恵を出し合い、検討していく必要があります。

---

---

### 1.2.1.地理空間情報の共用のイメージとその意義

---

---

「1.1.地理空間情報の活用が求められる背景」を受け、地方公共団体の予算面での負荷や職員の業務負担をなるべくかけずに、地理空間情報が十分に活用されるヒントや具体的な方策を示すものとして、本手引きを作成しました。副題を「今すぐ始められる！『共用』実現のためのワークブック」としたように、既に存在している地理空間情報、あるいは今後整備する地理空間情報を、異なる複数の主体により「一緒に用いる」＝「共用する」という概念に重きをおいた解決策を提示しています。

例えば、市町村における1部署から見た場合の「共用」とは、同じ庁内の他の部署、あるいは都道府県や地域の民間団体などの他の主体に、地理空間情報を提供し、提供先の主体においても利用することです（図 1.2-1 参照）。一度整備した情報については、共用する範囲を広げれば広げるほど、その効果が大きくなると期待されますが、一度に広範囲での共用を目指すのではなく、まずはできるところから始めてみるのが重要です。

## 1.2.本手引きの目的

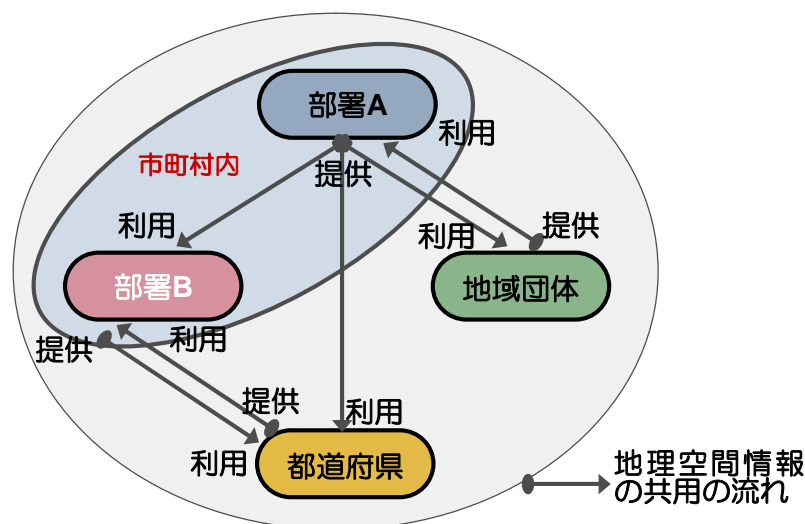


図 1.2-1 地理空間情報の共用イメージ

### 1.2.2.本手引きの全体構成

本手引きは、平成 19～21 年度に 3 つの地域（静岡県熱海地域、福岡県飯塚地域、北海道岩見沢地域）をモデル地域とした「基盤地図情報等の利活用推進モデル実証調査」の成果をもとにしています。主たる実証テーマとして、熱海地域では市庁内、飯塚地域では市と県の間、岩見沢地域では市町村と地域団体の間において地理空間情報を共用することとし、体制の構築から日常業務での活用の試行まで、具体的な実証を行ってきました。

作成にあたっては 3 地域において、共用に向けて実際に歩んできたステップを参考に構成しています。図 1.2-2 に示すように、本書は、総括版としての位置づけであり、熱海地域の実証をベースとして、全国の市町村職員向けに汎用的なものとなるように配慮することで、これから新たに取組む市町村に有益なものとなるよう努めました。さらに、国等により既に公表されている地理空間情報や GIS に関連する各種マニュアルについても必要に応じて紹介しています。また、別冊としてとりまとめた、県と市との共用と共用する行政組織を拡大した飯塚地域（地域版その 1）、民間団体・近隣市町村との共用と共用する地域を拡大した岩見沢地域（地域版その 2）については、本書でもその一部の内容について掲載していますが、詳細な内容を確認の際は各地域版を参照してください。

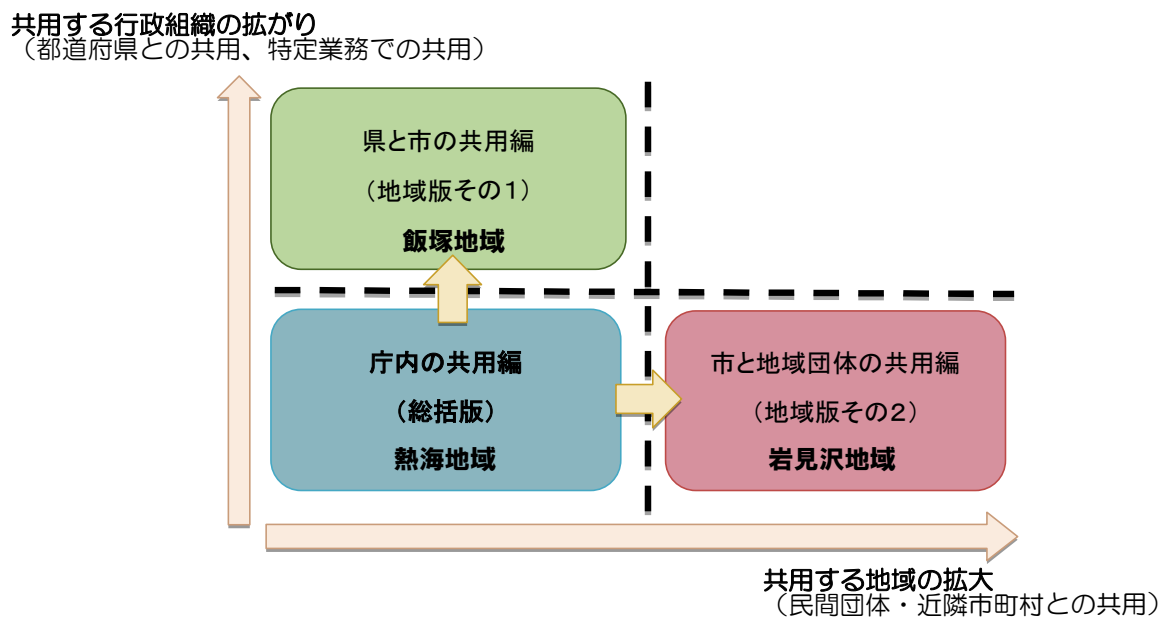


図 1.2-2 本手引きの全体構成

これらの手引きをもとに、各地方公共団体において地理空間情報の利活用のための取組が開始され、実際に利活用が進んでいくことを期待しています。なお、地方公共団体のおかれている状況はまちまちであり、本手引きでは説明や解決策が十分でない課題に遭遇することも考えられます。その際は、地域の実情にじっくりと向き合い、推進に関与する主体同士で知恵を出し合い、各地におけるGISの先導的な取組からヒントを得たり、有識者等と連携したりして解決していただくことを願っています。

---

---

## 1.3. 本手引きの使い方

---

---

各市町村において地理空間情報の活用を推進していくにあたっては、「準備・計画→地理空間情報の共用→地理空間情報の持続的・発展的な共用」という手順をとっていくことが考えられます。

そこで、本手引きは、この手順に沿った構成をすることで、各市町村の抱えている課題、置かれている状況に合わせ、参照できるようにしました。



### ここがポイント

- 地理空間情報の共用は、「準備・計画→地理空間情報の共用→地理空間情報の持続的・発展的な共用」という手順が望まれます。
- 本手引きは、市町村における地理空間情報の活用に取り組むにあたって、実際に経ると考えられる手順に沿っており、各市町村における取組状況に応じて、必要な箇所を参照しながら活用してください。
- 実際に取り組を推進するにあたって必要となるツールとして、資料編にテンプレートを用意していますので、活用してください。

---

---

### 1.3.1.本手引きの構成

---

---

本書は、地理空間情報の利活用のための準備・計画（第2章）→地理空間情報の共用（第3章）→地理空間情報の持続的・発展的な共用（第4章）という、地理空間情報の利活用を進めていく上でのフローに沿った章立てに配慮しています。しかし、実際には、それらは並行して取り組んでいく必要がありますので、状況に応じて必要な箇所を参照するようにしてください。また、5章には本書の内容を振り返るためのチェックリストを用意しました。さらに、資料編には地理空間情報の利活用を推進していくために必要なさまざまなツールとして、モデル実証調査で活用した資料をテンプレートとして用意しましたので、実践にあたって是非活用してください（図 1.3-1 参照）。

さらに、別冊としてとりまとめた地域版も同じ構成としていますので、都道府県、地域団体との共用を考える場合には、適宜参照するようにしてください。

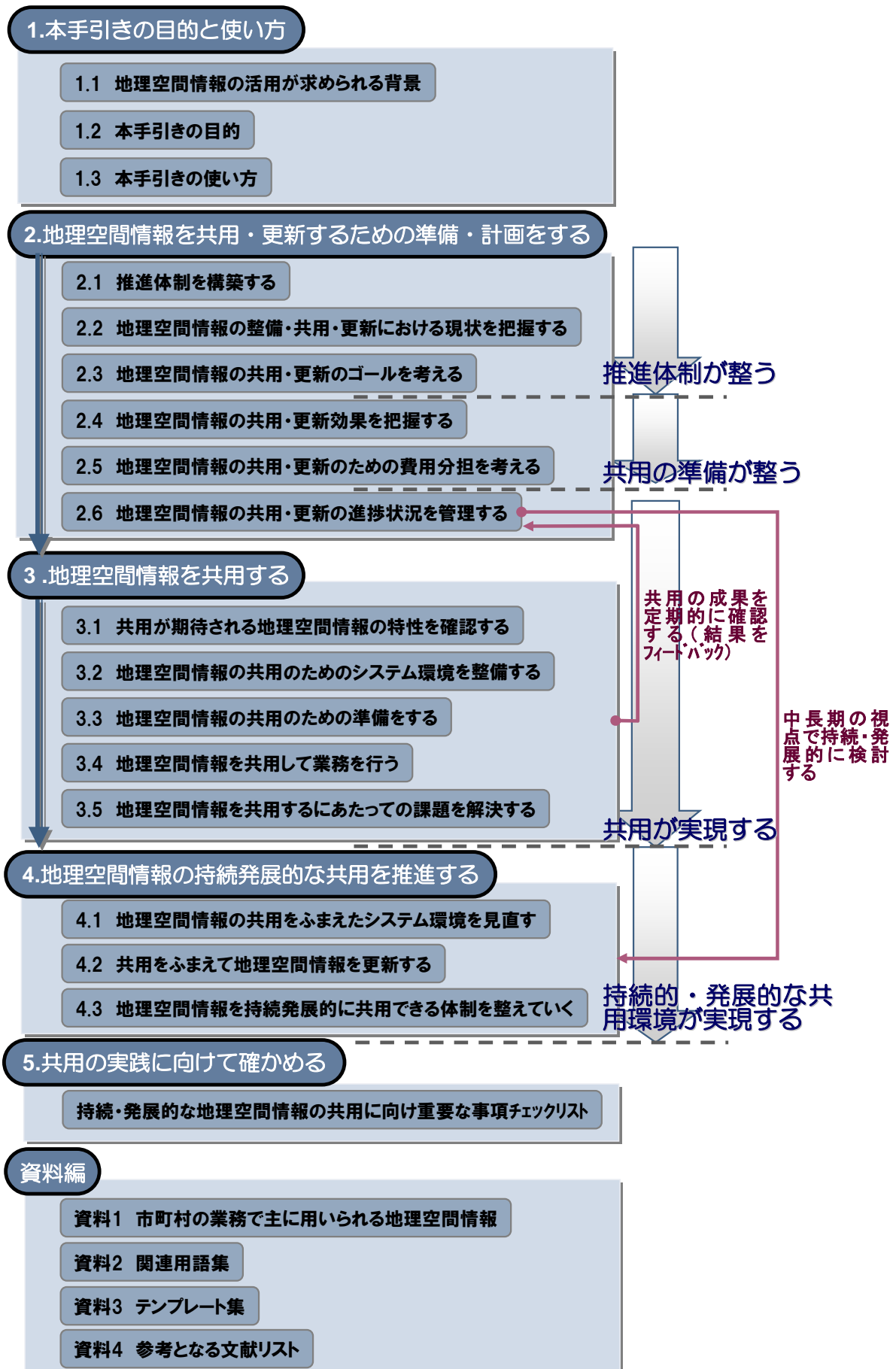


図 1.3-1 本手引きの全体構成

### 1.3.2.手引きの利用主体・利用場面

本手引きは、主に市町村において地理空間情報の利活用を実際に担っていく多様な主体をターゲットとして作成したものです。特に、各市町村における情報政策部門に加え、土木や都市計画部門など、GIS等を日常業務で既に活用している個別事業部門をはじめとする職員、さらにはGISにこれから取り組もうとしている全ての職員に参照していただくことを想定しています。

表 1.3-1 に、市町村の抱える典型的な課題を想定し、特に参照すべき箇所や利用場면을例示しますので、参考にしてください。

表 1.3-1 課題に対応した手引き活用のイメージ(例)

市町村が抱える課題・置かれている状況	手引き活用のイメージ
GIS や地理空間情報の整備がほとんど進んでおらず、何からはじめたらいいかわからない <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような情報が、どのような業務に使えるのかイメージがわからない</li> <li>・各部署の地理空間情報の利用状況やニーズが分からないし、活用した場合の具体的な効果が分からない</li> </ul>	→「3.1 共用が期待される地理空間情報の特性を確認する」や「3.4 地理空間情報を共用して業務を行う」を参照し、どのような地理空間情報が業務に利用されるのかを有志で勉強してみる →「2.2 地理空間情報の整備・共用・更新における現状を把握する」を参照し、資料集のテンプレートで庁内アンケートを行ってみる。さらに、「2.4 地理空間情報の共用・更新の効果を把握する」を参照し、特定業務における定量効果を具体的に算出してみる
GIS や地理空間情報の整備はある程度進んでいるが、他の部署とも連携して、効果的に活用したい <ul style="list-style-type: none"> <li>・共用する前に、手続きやデータについて技術的に対応すべき事項を確認したい</li> <li>・推進体制を確立し、長期的な視野で進めたい。推進体制が構築されているが、活動が停滞している</li> <li>・一部では共用が進んでいるが、その場しのぎの対応になってしまっており、見直したい。</li> </ul>	→「3.3 地理空間情報の共用のための準備をする」において、必要な手続きや共用する際のデータ変換等の留意点を確認する →「2.1 推進体制を構築する」を参照し、庁内で勉強会やワーキンググループを立ち上げ、「2.6 地理空間情報の共用・更新の進捗状況を管理する」を中心に、3章、4章の結果をフィードバックさせて、共用・更新のサイクルを確立させる →「2.1 推進体制を構築する」を参照し、庁内で勉強会やワーキンググループを立ち上げるとともに、4章により、持続的・発展的な共用につながる手法と体制に向け、見直す。
庁外の主体と連携して、さらに効果的に活用していきたい <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県と連携した地理空間情報の日常業務への活用を検討していきたい</li> <li>・具体的な業務について、都道府県と連携した地理空間情報の日常業務への活用を検討していきたい</li> <li>・地域団体と連携した地理空間情報の整備を検討していきたい</li> </ul>	→まず「庁内の共用編（総括版）」を参照し、「県と市の共用編（地域版その1）」を参照しながら具体的に取組む →まず「庁内の共用編（総括版）」を参照し、「県と市の共用編（地域版その1）」の苦情処理業務部分を参考にしながら、具体的な進め方を検討する →まず「庁内の共用編（総括版）」を参照し、「市町村と地域団体との共用（地域版その2）」を参照しながら具体的に取組む





## 熱海地域の概要

## ◇熱海市の沿革

明治22年（1889）熱海村が、伊豆山村、泉村、初島村を合併して、新しい熱海村となり、上多賀村と下多賀村は合併して多賀村となった。明治24年（1891）に熱海村は熱海町となり、昭和12年4月10日多賀村と合併して熱海市が誕生した。さらに、昭和32年網代町と合併して現在に至っている。

熱海市は、天与の温泉と海山の景観美に恵まれ、観光を基幹産業として発展してきたが、1988年には1500万人程度であった観光客数は、バブル経済の崩壊や観光スタイルの変化等の影響により、徐々に減少し、近年は700万人前後で推移している。

このような背景を受け、第3次総合計画では、「しあわせ もてなし おしゃれな 熱海」を将来都市像に掲げ、まちづくりに取り組んでいる。

## ◇熱海市の人口・位置

現在の人口は約4万人、総面積は61.60Km<sup>2</sup>であり、位置は以下のとおりである。

方位	地名	経緯度
極東	初島	東経 139° 10'
極西	和田山	東経 139° 01'
極南	下多賀字湯ヶ洞	北緯 35° 01'
極北	泉字奥の沢	北緯 35° 09'
市庁所在地		東経 139° 04'
(熱海市中央町1番1号)		北緯 35° 05'

## ◇熱海市のGISの状況

- \* 熱海市庁内では、全庁および各課において、既にそれぞれの目的に合わせ、個別にGISが構築されている。
- \* 全庁レベルでは、職員全員が住宅地図を閲覧することができるGISが導入されており、情報政策室で管理されているサーバー内の都市計画基図と住宅地図を読み込み、庁内グループウェア内で利用が可能である。
- \* 各課レベルでは、まちづくり課、課税課、財政課、水道温泉課、下水道課、農業委員会の部署でそれぞれ個別にGISが導入されており、まちづくり課と課税課では同一のエンジンを共用している。
- \* 農業委員会の農地情報主題図については、全庁の住宅地図を利用するエンジンと統合化されている。

地図	民間企業住宅地図	都市計画基本図	地番図・家屋図課税課	市有財産台帳付図	水道・温泉管路網図	下水道台帳図	農地情報主題図	導入年次
管轄課	情報政策室	まちづくり課		財政課	水道温泉課	下水道課	農業委員会	
(全庁型GIS)	●						●	H18
Sonic Web		●	●					H16
Map Quest				●				H16
GeonoSIS					●			H18
(下水道専用GIS)						●		H16

※1 ( )内は正式なエンジン名ではない。